

令和8年産 かのや紅はるか認証制度



かのや紅はるか認証制度とは？

定められた栽培基準、出荷基準に基づいて生産されたべにはるかをか
かのや紅はるかとして認証する制度です。

認証されたべにはるかには、認証マークを表示して出荷、販売すること
ができます。（認証マークは鹿屋市が商標登録をしています。）

認証を受けたかのや紅はるかをPRすることで、販売促進や生産拡大を図り、生産者の所得
向上と地域産業の活性化を図ることを目的としています。

○ 申請資格

第三者による GAP 認証を受けている「さつまいも（べにはるか）」をおおむね 50a 以上（た
だし、学校教育機関においてはおおむね 5a 以上）栽培しており、以下のいずれかに該当する者

- 1 鹿屋市内に本社又は主たる事業所を有する生産者（個人、法人、団体、農業協同組合の生産者部会等）
- 2 鹿屋市内に所在する学校教育機関

○ 認証基準

- 1 堆肥散布前に土壌診断を実施し、診断に基づく施肥設計を行うこと。
- 2 苗の許諾業者から購入したバイオ苗から増殖した挿し苗、または前年度購入したバイオ苗から生産し、その種芋から増殖した挿し苗（いわゆる一年バイオ）を本ほへ定植すること
- 3 推進協議会が別に定める栽培基準又は事業者が別に定める栽培基準に基づき、栽培管理、適期病害虫防除を徹底すること
ただし、以下の要件は必ず遵守すること
 - ・定植後 130 日前後で収穫
 - ・雨天時に収穫を行わない
 - ・収穫後 40 日以上貯蔵
 - ・選果・選別の徹底
 - ・降霜後は収穫しない